

広島市佐伯区建設工事安全協議会要綱

(目的)

第1条 佐伯区内の建設工事（環境局、経済観光局中央市場、都市整備局営繕部・住宅部及び下水道局管理部・施設部発注の建設工事を除く。）における公衆の生命、身体、財産に関する危害、損害及び工事作業に起因して工事関係者が死傷する事故を未然に防止し、安全管理の推進と工事の円滑な施工を図ることを目的として広島市佐伯区建設工事安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項について協議し、工事現場の安全点検を行い、その結果を都市整備局長（技術管理課）に報告する。

- (1) 工事の安全対策に関すること。
- (2) 工事に伴って生ずる公害防止に関すること。
- (3) 工事に伴う交通安全に関すること。
- (4) その他関連事項

(組織)

第3条 協議会は、佐伯区長を会長とし、次に掲げる会員をもって組織する。また、協議会の中には分科会を設置することができる。

- (1) 佐伯区、経済観光局（中央市場を除く。）及び道路交通局の工事担当部長、工事担当課長、工事担当係長及び監督員の職にある職員
- (2) 佐伯区内（環境局、経済観光局中央市場、都市整備局営繕部・住宅部及び下水道局管理部・施設部発注の建設工事を除く。）の工事請負金額 250万円以上（建築・設備工事にあつては、工事請負金額500万円以上かつ工期が3か月以上）の工事請負業者（会員の期間は工事工期とする。）

(開催及び運営)

第4条 協議会は、原則として年2回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。
2 協議会の会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

(事務局の設置)

第5条 協議会の庶務を処理するため佐伯区農林建設部に事務局を置く。事務局の設置については、地域整備課、維持管理課、農林課の各課にて、毎年度持ち回りで行うこととし、事務局長はそれぞれの担当課長が務めるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほかに協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会議において協議し決定する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年8月28日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

建設工事安全協議会の運営に関する運用

(平成17年4月1日)

改正 平成18年4月1日 平成24年4月1日

1 協議会の開催等について

- (1)協議会の開催については、原則、9、1月の2回以上とする。
- (2)工事請負業者の会員は、原則として、工事を受注すると同時に各協議会に入会するものとする（特記仕様書に明記する。）

2 協議の実施について

- (1)協議については、原則、9月、1月の2回以上、協議会開催予定日の工事請負業者全会員を対象に実施するものとする。

3 安全点検の実施について

- (1)安全点検については、原則、9、1月の2回以上実施するものとする。
- (2)工事請負業者の会員は、別に定める安全点検表により工事現場の安全点検を実施し、協議会開催月の前月15日までに、各工事担当課に安全点検表を提出するものとする。
- (3)協議会に所属する工事担当課は、協議会開催月の前月20日までに工事請負業者の会員リスト、工事位置図（箇所図）及び工事請負業者の会員が実施した安全点検表を事務局に提出するものとする。
- (4)事務局は各工事担当課から提出された工事請負業者の会員リスト、工事位置図及び安全点検表を取りまとめ、相互安全点検を行うための点検班を会員のうちから編成するものとする。
- (5)相互安全点検箇所は、適宜選定するが、対象工事のうちから2割程度以上を目途に1点検班で1日点検可能な件数以上を抽出ものとする。
- (6)事務局は、安全点検の結果を協議会開催後すみやかに都市整備局長（技術管理課）に報告するものとする。